

会 議 録

1 会議名

平成26年度第7回津有区地域協議会

2 諮問事項

- ・「ファームセンターの使用料の変更について」
- ・「上越総合運動公園テニスコートの利用料金上限額の変更について」

3 議題（公開・非公開の別）

平成27年度地域活動支援事業について

- (1) 平成27年度津有区の採択方針について（公開）
- (2) 平成27年度津有区の審査方法の検討について（公開）
- (3) 募集説明会の実施について（公開）

4 開催日時

平成27年1月15日（木）午後6時30分から午後7時55分

5 開催場所

ファームセンター 1階 農事研修室

6 傍聴人の数

なし

7 非公開の理由

なし

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：太田和夫、小川和夫、手嶋千恵子、服部香代子、平岡一夫、古川三男、
牧野嶋剛、町田敏章、丸山美和子、横田芳友（欠席5人）
- ・ 事務局：中部まちづくりセンター 北島センター長、恩田係長、小林主事
- ・ 農業政策課：山岸副課長、高波係長、坂内主事
- ・ 体育課：國元課長

9 発言の内容

1 開 会

【小林主事】

定刻になりましたので、平成26年度第7回津有区地域協議会を開催いたします。

本日の出席人員は10名です。草間委員、菅野委員、牧繪委員、丸山彰委員、丸山百合子委員からは欠席との連絡をいただいております。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。

2 挨拶

【小林主事】

はじめに、町田会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【町田会長】

本日は雪で足元が悪いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は新年明けまして初めての会議でございます。今日は諮問事項2つと、それから平成27年度の地域活動支援事業について協議したいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

【小林主事】

ありがとうございました。それでは、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただきます。町田会長、よろしくお願いいたします。

【町田会長】

それでは、以降の議事進行を務めてまいりますので、ご協力をお願いします。今日は天候も悪いので、できるだけ短時間で処理したいと思っています。遅くとも午後8時までには終わらせたいと考えていますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。本日の会議録の確認者は、名簿順によると丸山彰委員ですが、今日は欠席ですので、丸山美和子委員にお願いします。

3 諮問事項

- ・「ファームセンターの使用料金の変更について」

【町田会長】

それでは諮問事項に入ります。資料No.1「ファームセンターの使用料の変更について」ということで、諮問事項がございます。これにつきまして、担当課であります農業政策課からご説明をいただきまして、その後、我々委員で審議し、その中で質問等があればお願いしながら回答していただきまして、最終的には答申をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけど、農業政策課の担当の方からご説明をお願いしたいと思います。

【農業政策課：山岸副課長】

農業政策課の山岸と言います。よろしくお願いします。

本日は、これまで検討を進めて参りました公の施設使用料の見直しに関し、ここ津有区にある施設の使用料を改定することにより、津有区の皆様に及ぼす影響等について諮問します。この度の施設使用料の見直しの考え方については、昨年11月以降、行政改革推進課が説明しておりますが、個々の施設使用料の改定案の説明に入る前に、私から改めて見直しの概要を説明させていただきます。

当市では、集会施設や体育施設などの多くの施設において、使用料の水準が近隣の市などと比較して低い水準にあり、また、施設にかかる維持管理経費に対する使用料の収入は1～2割程度に留まっています。その結果、維持管理経費の多くを、施設を利用していない人を含む市民の税金によって賄っている状況です。

こうした状況を踏まえて、今年4月1日時点で939ある公の施設のうち、法律等の規制により市独自の料金設定、あるいは料金設定そのものが困難な施設などを除く、集会施設や体育施設などの約220施設を見直しの対象とし、施設の利用者から応分の負担をいただく「受益者負担」の観点から、施設使用料の見直しを検討してまいりました。

今回の見直しの結果、全体で74の施設について、使用料の増額改定をさせていただきたいと考えており、津有区においては2施設の料金を改定させていただきたいと考えております。

また、施設使用料の算定方法については、それぞれの施設にかかっている維持管理経費を基に原価を算定し、各貸出スペースにかかっている1時間当たりのコストを料金の基本とします。ここに、設備の充実度や経過年数等の付加価値に応じて、100%・75%・50%の三段階の負担割合を乗じ、施設の性能やサービス水準に応じた使用料となるよう補正を行います。なお、施設使用料の見直しにより、見直し後の使用料が現行使用料より著しく高額となる場合には、利用者負担の過度な増加を防ぐため、原則として改定増減額を原稿使用料の1.5倍としていきたいと考えております。ただし、当市の使用料はもともと低いことを踏まえ、算定後の使用料が、民間や近隣の自治体の料金水準と比較して特に低い、テニスコートと野球場の一部施設につ

いては、現行使用料の2倍を上限としています。一方、こうした方法により算定した使用料が、現在の使用料を下回った場合については、使用料収入の水準が総じて低い状況にあることを踏まえて、現在の使用料を維持したいと考えています。

このほか、今回の見直しにおいては、市外利用者の使用料を通常の200%とするほか、現行通常の200%の使用料をいただいている営利・営業目的利用について、施設間で整合を図ってまいります。なお、これらは全市共通の対応であるため、今回の諮問の対象とはしないところです。

また、昨年4月に消費税が8%に引き上げられましたが、平成27年10月に予定されていた消費税10%への引き上げが平成29年4月に延びたことなどを踏まえ、今回は消費税の引き上げ分の転嫁を実施せず、3年後の使用料の見直しの際に、あわせて対応を検討していきたいと考えています。

概略の説明は以上となりますが、本日諮問させていただく使用料の改定につきましては、地域協議会から答申をいただいた後、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正を提案し、同年10月からの施行を目指してまいります。

これから、個々の施設の説明に移ります。

— 資料No.1に基づき説明 —

【町田会長】

ありがとうございました。今程の関係につきましては、先回の会議の時に、公の施設の使用料の見直しについてということで、行政改革推進課の職員からお話を承っていた部分について、再度概略などを説明いただいたということで認識しているのですが、それでよろしいですね。

【農業政策課：山岸副課長】

はい。

【町田会長】

それで、施設の使用料の見直しが、今のお話の中で74の施設があつて、それで津有区としては2つの施設が対象になりますということでしたよね。それで今、農業政策課の担当としては、ファームセンターの使用料の変更についてということで、お話がありました。私から確認させていただきたいのは、まず1点目としては、多目的ホールの使用料のみが今回の改定内容ですけど、他の部屋については今回対象になっていませんが、その理由ですね。これについては多分、他の施設との関係の絡みの中で

多目的ホールについての使用料の改定がでてきているのかと思いますが、それがまず1点です。それからもう1点は、今程の説明の中で利用者の数とかですね、利用者の件数とかありますけど、それについて津有区の地域の使用割合みたいなものが分かれば、教えていただきたいと思います。それから3点目として、今回改訂するに当たって、利用者等から意見などを聞かれたとか、そのような状況があったのかどうか。この3点を確認させていただきまして、その後、委員の皆さんから意見や質問があれば、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【農業政策課：山岸副課長】

1点目についてですが、すべての施設について同じ考えのもと、計算をしております。今回、調理実習室とか、会議室、あと農事研修室、すべてにおいて同じ計算方法をしていますが、その部屋ごとの面積が違うという部分もありまして、たまたま多目的ホールだけが値上げの対象になったということです。

【町田会長】

そうですか。

【農業政策課：山岸副課長】

すべての施設で、同じ計算方法で算出して結果、ファームセンターについては、多目的ホール以外の部屋は現状維持という結果になったということです。

【町田会長】

分かりました。

【農業政策課：山岸副課長】

それと2点目、使用割合についてです。ファームセンター全体の利用者の内、津有区の皆さんは10%、1割のご利用です。平成25年の実績です。

【町田会長】

はい。分かりました。

3点目は、利用者の皆さんに対して今回の値上げに関する説明をされているのかどうかです。また、その説明に対する、反響みたいなものは、農業政策課の方でなくてもよいのですが、全体としてそういう活動というか、PRをされたのかどうか、そこを知りたいです。

【農業政策課：山岸副課長】

この公の施設の料金の値上げというのは、行政改革推進課が主導で行っていますが、

過去に「利用者アンケート調査」みたいなものを行って、料金改定についての意見を聞いたというふうに伺っています。詳細が分からなくて申し訳ありません。

【町田会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから何かあれば、ご発言をお願いします

【小川委員】

内容につきまして、仕方ないという言葉は悪いですが、妥当ではないかと思われ
ます。それで、過去にも見直しを行っていると思いますが、それについては適切な見
直しだったかどうか、確か数年前にも見直しがあったと記憶しています。仮に5年前
としますと、このスパン等につきまして、妥当なスパンで考えてあるのか、たまたま
前回の改正から5年目の今年度で改定をスタートしたのか、それらの長い管理の仕方
ですね、正直分かりませんので、分かる範囲で結構ですのでお願いします。

【農業政策課：山岸副課長】

言われるように、平成19年に見直しを行いました。というのは合併が平成17年
にあったので、その関係で平成19年に一度、公の施設の使用料について見直しをし
ました。今回の改定は、施設の老朽化であるとか、利便性であるとか、そういうもの
も配慮した中での料金の設定なのですが、その当時は、そこまで見ていなかったと
いうことで、課題として残っていた部分です。平成19年から今平成27年ですごく
間が空いているわけなのですが、今後は3年ごとに定期的に状況を見て、見直すとい
うふうに考えております。

平成19年から今回まで見直しがなかったわけですが、もう少し早目にやればよ
かったのかも知れないのですが、今になってしまったということと、今後は定期的な
見直しをかけていくということで、そういうお話でよろしければ、お願いしたいと思
います。

【体育課：國元課長】

体育課ですが、補足をさせていただきたいと思います。体育施設の場合も、同じく
平成19年に改定を行いました。平成17年に合併した時点では、旧14市町村の施
設使用料がバラバラな状態でした。体育館についてもそうですし、テニスコートにし
てもそうです。平成19年に料金改定ということで、一通り見直しをしようというこ
とで、その時の基準が、その施設の面積で決めていたという経緯があります。維持管

理費がどれだけかかるのか、その施設にどういう設備があるとか、新しいとか古いとか、ほとんど考慮されずに、面積のみで決めていました。テニスコートの場合ですと、地面の質にも色んな種類がありまして、全天候型のコートやコンクリートのよう水がしみ込まないコートですとか、土のコート、それから最近は砂入り人工芝のコートなどがあります。材質が違っていても全部同じ料金なのです。テニスコートの面というのは、ルール上決まっていますので、そういうことで質の異なるテニスコートでも同じ料金だということで、それはよろしくないというようなこともありまして、掛かっている維持管理費を使う算出方法で見直しをしてまいりたいと考えております。

【町田会長】

ありがとうございました。小川委員、それでよろしいですか。

【小川委員】

分かりました。ありがとうございました。

【横田委員】

今回500円から600円ということで100円のアップですが、100円のアップで施設の経費とか管理費、収入は年間どのくらいを見込んでいるのですか。それで、維持管理にどれだけの貢献があるのか、教えていただきたいと思います。

【農業政策課：山岸副課長】

10月改定なので、そこから1年間。平成27年度は平成26年度と比較して約3万円。29,800円の収入増になるということです。それが維持管理でどれだけの変化と言われると、計算の仕方が市内全部統一という部分もありますし、単純にその3万円がファームセンターに添加されますよね。ただそれでは、全然足りるものではありません。

【横田委員】

足りないのは分かっていますが、要するに皆さんから使用料をもうちょっといただきたいということで、改革でこういう数字が出てきたのだらうと思うけども。ただ100円上げるという基礎的な根拠が見えないです。

【農業政策課：山岸副課長】

それは、計算式があります。

【恩田係長】

前回会議に欠席されていた委員の方もいらっしゃいますので、計算方法について、

なかなかご理解いただきにくい部分があるかと思いますが、補足させていただきます。ファームセンターの多目的ホールについては、現行500円ですが、維持管理費の積算を行いますと、基本になる料金は1,212円になります。それで500円から1,212円に上げるということではなく、建物の老朽化や、施設の利便性などを勘案して補正率をかけています。その補正率が、50%です。1,212円×50%ということで、600円になります。500円から600円で差額が100円になります。

【農業政策課：山岸副課長】

そうです。

【横田委員】

分かりました。

【町田会長】

他にいかがでしょうか。

【牧野嶋副会長】

また3年後に見直しがかかる予定だということで伺いましたが、地域の住民の皆さんの意見を代表するとなると、地元の地域の人たちは500円は払っていません、減免措置というのがありますから、そういった部分を削減されていくことが、地域としては一番厳しいのかなと思います。地域の組織が活用する時に使えない、体育施設に関しては、学校の行事をやるとか、そういうので借りたい時に減免されないとか、そういったところが削られないような希望を今のうちに申しておきたいと思います。

【農業政策課：山岸副課長】

今、お話が出たのですが、減免の基準の見直しについて、見直しをするということで、これから進むようですので、意見は伝えます。

【牧野嶋副会長】

あくまで、地域の希望です。

【農業政策課：山岸副課長】

そうですね。

【町田会長】

他にいかがですか。それでは発言がないようですし、時間も過ぎていきますので、この諮問に対して答申をしなければならないのですが「適当であると認める」のか、それとも今程、副会長がお話になったように減免のことを考えてほしいというふうなこ

とで「附帯意見を付けて、適当と認める」という格好にするのか、それとも、「適当と認めない」ということ、または「継続して審議する」ということに決めたいと思います。

今程のお話の中からいけば、色んなご意見もあると思いますけれども、私としては「適当だと認める」と取りまとめたと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

— よしの声 —

【町田会長】

それでは、この諮問につきまして「適当である」と答申させていただきたいと思います。それでは、この件については終了させていただきたいと思います。

・「上越総合運動公園テニスコートの利用料金上限額の変更について」

【町田会長】

引き続きまして、上越総合運動公園テニスコートの関係です。諮問第11号ということで、資料No.2「上越総合運動公園テニスコートの利用料金上限額の変更について」ということになっております。この点につきまして、担当課であります体育課から説明をいただきまして、その後質問等を出していただきたいと思いますので、体育課の担当の方、説明をお願いします。

【体育課：國元課長】

体育課の課長の國本でございます。本日またお邪魔しておりますけど、よろしくお願ひします。

— 資料No.2に基づき説明 —

【町田会長】

ありがとうございました。今程のお話で確認させていただきたいのは、1面の占用利用料金については、1時間が現状は250円が、今後改定をして倍にしたいというお話が1点ですよね。それから、共用利用料の関係については廃止するという事ですよね。共用利用料を廃止することによって、使う方々の利便性が悪くなるのではないかなという考え方もありますが、そうしたときに当然、利用する人数が減る可能性みたいなのは考えられているのか、その辺のことについて教えていただきたいと思います。

【体育課：國元課長】

現在でも、占用利用が1面全部を貸し切っているというような利用の仕方でお

られる方も沢山おられます。使う場合に何が違うかですが、1面貸し切の場合は利用申請書というのを書いていただくことになりますので、その手間が掛かるかということです。考えようによりましては、今度1時間500円になります。そこで、2時間テニスをする、1,000円です。それで、今までは大人の方が1回券を持って来て使用すると、1人200円でした。今度、例えば2時間1,000円使うと、たった2人であれば、2人で1,000円を負担しなければいけない、1人分の料金がちょっと割高になっていくんですけども、グループで人数が多ければ頭割しますと、返って1回分の回数券の人数は1人分の負担は減っていくということもございますので、団体で使っていただく方々ですと、4～6人くらいで使っている実態がありますので、そういった場合には、返って割安になりますので、利用者はそんなに減らないと考えています。

【町田会長】

そうですか、分かりました。他に委員の方で、ご質問等がございましたらお願いします。

【牧野嶋副会長】

施設利用料の改訂ということで、500円になりますけれども、市外の方々の利用者についても、500円が規定になってくると思うんですけど、そうすると市外の利用者は減りますよね。

【体育課：國元課長】

現状の他市との料金比較なのですが、現在上越市は250円なのですが、隣の妙高市は既に600円です。他にも長岡市や新潟市を見ますと、600円～1,000円の範囲でありますので。今度は先ほどの全体の説明の中でも、市外料金は2倍取るという説明をさせていただきましたが、今度1時間2倍だと市外の方が使うと1,000円になりますが、それでも今の市外料金と大体同じくらいか、ちょっと高いくらいになりますので、際立って高くなるというわけでもないです。市外の方は若干、少し遠慮される方がいるかとは思いますが、その辺はステニスコート面の良さですかね、材質の良さとか施設の良さです。そういうものを求めて来ていただけたらと思いますし、またそういう方々を呼び込めるような管理運営にしていきたいと考えております。

市民の方々にも、私どもが値上げした分、管理の行き届かない所が増えたのではな

く、より一層より良い施設にしていく努力をしていきたいと考えています。

【町田会長】

他にいかがでしょうか。

ないようですので、この件につきまして答申をさせていただきたいと思います。

先程もお話しましたように、「適当と認める」という答申、それから「附帯意見を付して適当と認める」という答申、または「適当と認めないこととする」、「継続して審議することとする」という答申がありますけれども、今程の担当課と私ども委員からの質問から考えて、津有区の立場として不都合が生じるということは考え難いと思いますので、従って会長としては「適当と認める」ということで、答申をさせていただきたいと思いますけれども、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

— よしの声 —

【町田会長】

ということで、「適当と認める」と答申させていただきます。

【体育課：國元課長】

ありがとうございました。

【町田会長】

ありがとうございました。それでは、諮問の関係については以上で終わりにさせていただきます。農業政策課、体育課の方々が退席します。どうもありがとうございました。

— 農業政策課及び体育課退席 —

4 議題

平成27年地域活動支援事業について

- (1) 平成27年度津有区の採択方針方法等の検討について
- (2) 平成27年度津有区の審査方法の検討について

【町田会長】

議題に入ります。地域活動支援事業につきまして、平成27年度津有区の採択方針及び審査方法の検討につきまして、また4月から募集が開始されますので、津有区の採択方針を決定して、それから審査方法を決定していく時期になりましたので、この2点につきまして、資料No.3とNo.4に基づきまして事務局から説明していただいて、検討していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【小林主事】

—資料No.3、No.4に基づき説明—

【町田会長】

ありがとうございました。それではお話がありました様なことで、基本的には前回の会長会議の資料で皆さんにお話申し上げましたとおり、平成27年度の地域活動支援事業につきましては、平成26年度と同様だというふうなことをお話申し上げていたというふうに考えております。それから、今の事務局の説明でもそうでしたので、考え方としては我々の3年間採択に絡むところの方針等について検討してきましたので、特に大きく変更する必要もないだろうし、今までの流れの中で処理していったほうが皆さんも理解しやすいのかなと思いますので、その点を踏まえまして、今まで採択するに当たって、不都合があったということがあれば、それをお出しいただきまして、ないのであれば従来どおりの方法でやっていきたいと思います。

ということで、委員の皆さんご発言をお願いします。

【古川委員】

特に不都合もなかったですし、改めてどこを訂正するか改正するかという所もないと思いますので、このとおりでよろしいかと思います。

【町田会長】

今程、古川委員から「不都合が無かったので今までどおりでよいのではないかというご発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

— よしの声 —

そういうことで、項目ごとに「平成26年度と同様とする」と書いてありますので、それに従ってすべての項目について「平成26年度と同様とする」ということで、決定させていただきます。

それから募集期間の関係ですけど、この件につきまして決めさせていただきたいと思います平成26年度と状況としては、1か月間ということで4月1日～4月30日までということで対応しました。来年度につきましてなんですけど、この辺についても私としてはですね、各提案団体等の検討期間とかを考えると、1か月程度は必要なのかなと思っています。それともう一つは、その提案団体が分からないこととかあった場合に、中部まちづくりセンターに対応してもらおうということもございますので、とりあえず今年度どおり、1か月間にしたらいかがかと思っておりますが、委員の皆

さんどうでしょうか。

— よしの声 —

従ってカレンダーで4月のところです。1日が水曜日ですよね。4月1日から今年度同様4月30日の木曜日までということに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

— よしの声 —

【町田会長】

それでは「平成26年度と同様とする」ということで、この日程につきましては、具体的には平成27年の4月1日～30日ということに決定させていただきます。

それから、周知方法の関係ですけど、今年度は広報上越、ホームページ、地域協議会だよりで周知しましたが、その他、募集説明会を開催しました。来年度についても、説明会を開催した方がよいと考えておりますので、この点についても平成26年度同様、説明会を開いていきたいと思っております。募集説明会の詳細については、後ほど協議させていただきます。

次に、資料No.4に移ります。この点も一括で検討します。

先程も説明しましたが、来年度の地域活動支援事業の方針については、「平成26年度と同様」というようなこと、今程、私どもの採択方針も「平成26年度と同様」ということで決めさせていただきましたので、この点につきましても、昨年なりその前も含めまして、採点するのに難しくて困るとか、具合が悪かったとかいうことがあれば改定しますけども、なければ「平成26年度と同様」ということで決めさせていただきたいと思っておりますが、ご意見等ある方はお願いしたいと思っております。

【横田委員】

今年度と同様でよいと思っております。

— その意見に賛成する多くの声 —

【町田会長】

今年度と同様ということで、皆さんのほうから声が出ましたので、平成27年度の審査方法については「平成26年度と同様」ということで決めさせていただきます。

ということで、資料No.4につきましても、終わりということにさせていただきます。

(3) 募集説明会の実施について

【町田会長】

それから次ですね、先程の説明の中で説明会を開催しますということに決まりましたので、この件について事務局から説明をお願いします。

【小林主事】

— 資料No.5に基づき説明 —

【町田会長】

ありがとうございました。それでは、募集説明会について決めていきたいと思えます。今年度は休日の午後で開催しましたよね。

【服部委員】

日曜日でしたね。3月16日の午後1時30分から開催しています。

【町田会長】

分かりました。とりあえず、この募集説明会の関係で、3番目の追加された部分というのは、意見交換会が追加されたという説明がございました。

まず、日にちなのですけれど、新道区が2月28日の10時～12時ということですから。この地域活動支援事業の新年度予算案の公表が例年だと2月25日前後ということだそうです。従って、それ以降に募集説明会を開催していただきたいということでございます。正副会長の考えでは、できれば第1希望としては2月28日に行いたいということで、それについては昨年同様、午後1時30分から行いたいと思っております。もし、皆さんの都合が悪ければ、3月7日にしたいと考えておりますけど、日にちとしては28日だと具合が悪いという方はいらっしゃいますか。

— 日程調整 —

とりあえず、2月28日ということで決定させてください。それから、時間は午後1時30分からということで、例年どおりお願いしたいと思えます。会場につきましては、例年どおり公民館津有分館の大会議室ということでお願いします。それから、対象はここに記載されているとおりでございます。

次に募集説明会実施計画（案）の次第にある「③委員として望む事業」ということで、当日の発表者を2人程決めたいと思えますので、お願いしたいのですが、「我こそは発言します」という方がいらっしゃればお願いしたいのですが、なかなかそうもいかないでしょうか。

ということで、できれば男性の方1人、女性の方1人というふうな格好で対応させてもらえれば、ありがたいです。

【牧野嶋副会長】

昨年度の支援事業の中で、地域づくり協議会が紙芝居を作ったりしたじゃないですか。草間委員から、その辺の話をしてもらってもよいと思います。

【丸山美和子委員】

よいと思います。

【牧野嶋副会長】

今日は本人が欠席ですので、確認が必要ですがね。

【丸山美和子委員】

私はその紙芝居をまだ見ていないので、是非見る機会を作っていただきたいです。

【牧野嶋副会長】

文化祭などでは披露していますよね。

【町田会長】

それこそ「委員として望む事業の発表」のところで、紙芝居をやってもらえばよいのではないですか。

【牧野嶋副会長】

当事者に聞いてみないと、今日ここで決められないですけどね。

【丸山美和子委員】

そうですね。もし草間委員から了解をもらえれば、紙芝居を披露してもらいましょう。

【町田会長】

では、「委員として望む事業」の発表については、紙芝居の披露でよいですか。

— よしの声あり —

【小林主事】

それでは、事務局で草間委員に確認しまして、後日連絡いたします。

【町田会長】

よろしく申し上げます。

それでは、次に進みます。

5 その他

【町田会長】

それでは最後、5その他に入っていきます。

まず、地域協議会だよりの速報についてです。今回の会議の内容等は、2月15日号の広報上越に合わせて発行する全戸配布版の協議会だよりでお伝えしますので、速報版は発行しないということにします。

次に開催日についてです。今回は、行政改革推進課から報告事項が予定されているということでございますので、2月中旬以降で調整していただきたいというようなことです。従いまして、先程のカレンダーを見ていただきまして、正副会長としては、2月17日を予定したいと思っていますので、不都合がなければこの日程で決めさせていただきたいと思います。場所としては、公民館の津有分館ということでお願いしたいと思います。

次に、私から少しお話をさせていただきたいと思いますのでお時間をください。

昨年の12月13日に「町内会長との意見交換会」がありまして、これに出席した方は大変お世話になりました。ありがとうございました。それから、出席できなかった方については、開催結果概要ということで資料をお渡ししました。

この中で言われたのは、「四辻町多目的研修センターの廃止について」の諮問につきまして、私どもとしては、町内会には説明済みであり、町内会からの了承を得ているという担当課からの説明を受けておりましたので、「適当と認める」と答申をしました。このようにお答え申し上げたところですけど、四辻町の町内会長から「どういう内容で協議をされたのか報告をして欲しい」という話が出ました。これに対しまして、私のほうで、答申までの経過について説明し、北島センター長、牧野嶋副会長からも補足として説明や報告をさせていただきました。諮問については、担当課からの説明に基づき、私どもとしては、地元の同意を得ていることを確認したうえで、答申したとお答えしました。

それで、四辻の町内会長さんから、「地域協議会は地域住民の声を聞き、意思決定を行う機関である」ということで、この案件についても「関わる所の町内会に考え方を聞いて欲しかった」というお話もあったのですが、「私どもは、担当課を通して町内会が同意していることを確認したうえで判断しているので、個別には対応していない」と申し上げて、これから仮に諮問があった時に、諮問内容について、各町内会に協議会から考え方を聞かなくてはいけないのかという部分については、色々な考え方があるとは思いますが、協議会と町内会が意思疎通を図るためにも、地域協議会の委員として、地域の課題に関する住民の意見や意向を広く吸い上げるためにも意見交換の場が

必要でありますし、その中で本質的な問題については、協議会として各町内会に意見を聞かなくてはいけないとか、判断するためには、出来るだけ津有区の住民の皆さんの意見なり考えを吸い上げていく必要があると思いますし、そのように活動していきたいと思っております。当日、出席されなかった方々には、開催結果概要として文書を配布しましたので、ご確認ください。

他に委員の皆さんからご意見などがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【小川委員】

今、会長の言われた四辻町多目的研修センターの諮問について、協議会は傍聴することもできますし、それから会議録も確認することができますし、町内会が協議会と市のやり取りを知る手段はあると思います。

ただ、町内会長の腹の中は分からないので、どのような理由でこのような発言をされたのか、会長の中で分かっているのであれば、教えてもらえれば助かります。

【町田会長】

それについては、私もよく分からないのですよ。だけど、その後の懇親会をした段階で、私は直接お話をする機会はなかったのですが、聞くところによると、要は諮問をした担当課が、流れとして「協議会に諮問をします」と、それで、「結果としてこうなった」という報告が町内会になかったこと、それから諮問後の段取りというか、計画みたいなものを担当課として町内会長に伝えて欲しかったというような意向が1点あるようです。

あとは、我々も津有区の地域協議会として住民の意見というか、そういうことを当然把握していかなければいけない話だから、「必要なら町内会長が傍聴に来るのが当たり前じゃないか」といような上目線というか、そういう感じに受け取られたのかどうか、そこは分かりませんが、我々としては公募公選制のもとで選任されているわけで、各地区からの代表だというふうに私は思っておりませんので、それはそこまで聞く必要はないのかなと思います。ただ、そうは言っても、地区の課題を解決していくに当たっては当然、住民の皆さんの考え方も知っていかなくてはいけないわけですから、機会があるごとに、できるだけ地域や町内会の皆さんと考え方を密にして、情報を共有していきたいと思っています。

その辺について、センター長のほうから補足していただく部分がありましたら願

いします。

【北島センター長】

当日の様子については、今程、町田会長さんが一通りお話いただいたとおりでございまして、当日、欠席された委員の皆さんにも概要通知の中に記載させていただいておりますが、協議会側からの説明や回答に対して、受け取り側の町内会長さんとの双方の意思疎通が上手く行っていない部分があったかなというような、感じも受けましたので、今後は、地域の中でお忙しくされている町内会長さん方ではありますが、地域協議会の様子等は、傍聴に来ていただければお分かりいただけるわけですし、双方が、一歩ずつ歩み寄って、お互いの情報交換、意思疎通のためにも、接点を増やしていただくことが大事な事なのかなと思っています。協議会委員の皆さん方からは、日頃から地域に耳を傾けていただいて、情報や課題を共有し、相互理解を進めていくような活動の取り組みが大切なことだと思いますので、宜しくお願いいたします。

【太田委員】

今のことに关しまして、町内会の新年会の席で、町内会長と少し話をしました。それで、私も以前に町内の役員をやっていた時もそうだったのですが、横の連携が難しいのです。

それで、こういう問題があることは、以前から私も町内の各種団体長会議というのがある時に意見を申し述べていたのですが、そういうのも通じて色んな各種団体と横の連携をこれからもっと取っていきましょうということをお話させていただきましたので、町内会長も了解していますから、今後は連携していけると思います。

【町田会長】

分かりました。ありがとうございました。

【古川委員】

同じ件ですけど、担当課が地元への説明会とか交渉の中で、どんな意見が出たのかですね、そういう経過の文書を諮問事項の資料として付けていただければ、協議会として審議しやすいんじゃないかと思いました。

【町田会長】

担当課のほうでね。そうですね。

【古川委員】

それと、例えば地元が反対しているのを承知で、答申しなくてはいけないという場

合も考えられますし。

【町田会長】

それはそうですね。分かりました。

【服部委員】

それから1点、この間の町内会長との意見交換会の時もそうでしたが、四辻町以外の町内会長さんも、それに賛同したような意見をおっしゃっていた方とそうでない方がいましたし、やはり町内会長さん同士もちょっと温度差はあるのでしょうか、いずれにしても、協議会委員に対して理解していただけていない部分もあるのかなと感じました。

【町田会長】

そうですね。

要するにこの制度が、我々が市長なり行政からの要請に対して審議して、それで対応するという市長の附属機関ですよね。だけど町内会長さんのところは、要するに各町内の任意機関ですよね。だけど、同じ様なことやっているじゃないかと。極端な話をすれば、町内会長協議会みたいなものがあるわけだから、協議会でなくてそこで対応すればよいのではないかというような発想の部分があるわけですよね。そこがまだ、お互いによく認識し合っていないのではないかというのがあるので、そういう点は今後のやり取りの中で理解してもらっていくより方法はないのかなというふうに思います。

その辺、私も町内会長協議会で伝えて頑張りますけど、皆さんも協力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

他に事務局から何かありますか。

【小林主事】

ありません。

6 閉会

【町田会長】

今日は寒い中、皆さんありがとうございました。一応、予定の午後8時前に終わりました。それでは、皆さん体に気をつけて、次回まで休養いただきたいと思います。ありがとうございました。

10 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-5111 (内線 1449、1547)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。